

元長薬発第 725 号
令和元年 10 月 24 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

令和元年台風19号による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予について（要請）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記令和元年台風19号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

被用者保険・国保組合等において、令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の支払いを猶予できることにつきましては、令和元年10月23日付 元長薬発第724号等でお知らせしたところですが、今般、共済組合においても同じ取扱いとされ、取扱期間は令和2年1月末とされています。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、本会ホームページ(トップページ)台風 19 号災害情報)に掲載予定です。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 237号

令 和 元 年 10月 23日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

令和元年台風19号による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予について（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

被用者保険・国保組合等において、令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の支払いを猶予できることにつきましては、令和元年10月23日付け日薬業発第236号ほかにてお知らせしたところですが、今般、共済組合においても同じ取扱いとされ、当該取扱いの期間は令和2年1月末とされています。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 21 日

日本医師会
日本歯科医師会
日本薬剤師会

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

（添付書類）

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

事 務 連 絡
令和元年 10 月 21 日

地方職員共済組合
(地共済事務局扱い)
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和元年台風 19 号による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について (要請)

令和元年台風 19 号で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり徴収を猶予していただくよう要請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員又は被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予いただきたいこと。

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額 (食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額 (食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2 対象者の要件

- (1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。
- (1) 令和元年台風19号に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有する(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の組合員又は被扶養者であること。
- (2) 令和元年台風19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3 取扱いの期間

当面、令和2年1月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年1月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。